

令和7年第2回平群町議会

定例会会議録（第5号）

招 集 年 月 日	令和7年3月21日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	3月21日午後2時0分宣告（第5日）	
出 席 議 員	1 番 関 順 子 3 番 岩 崎 真 滋 5 番 山 本 隆 史 7 番 植 田 い ず み 9 番 井 戸 太 郎 1 1 番 森 田 勝	2 番 須 藤 啓 二 4 番 長 良 俊 一 6 番 稲 月 敏 子 8 番 山 口 昌 亮 1 0 番 山 田 仁 樹 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 理 事 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 こ ども 支 援 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 上 下 水 道 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 健 康 保 険 課 参 事 都 市 建 設 課 参 事	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 上 田 薫 寺 口 浩 代 山 崎 孔 史 松 本 光 弘 西 岡 勝 三 川 西 貴 通 浦 井 久 嘉 岡 田 康 裕 勝 山 修 志 木 崎 広 親 東 川 美 和 浅 井 実 千 代 西 岡 直 美 竹 吉 一 人 松 本 浩 至 田 中 伸 明 酒 井 智 志 石 見 幹 子 島 野 千 洋
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 査	浅 井 利 育 高 橋 恭 世 竹 村 恵

町長提出議案 の 題 目	第1号に同じ
議員提出議案 の 題 目	<p>発議第1号 平群町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>発議第2号 平群町議会委員会条例の一部を改正する条例について</p> <p>発議第3号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>発議第4号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書（案）</p> <p>発議第5号 高額療養費制度の負担上限額引上げに反対する意見書（案）</p>
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 7 年 第 2 回 (3 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 5 号)

令和 7 年 3 月 2 1 日 (金)

午後 2 時開議

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 諸般の報告 |
| 日程第 2 | 議案第 2 0 号 | 令和 7 年度平群町一般会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 3 | 議案第 2 1 号 | 令和 7 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4 | 議案第 2 2 号 | 令和 7 年度平群町国民健康保険特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 議案第 2 3 号 | 令和 7 年度平群町下水道事業会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 議案第 2 4 号 | 令和 7 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 議案第 2 5 号 | 令和 7 年度平群町学校給食費特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 議案第 2 6 号 | 令和 7 年度平群町介護保険特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 議案第 2 7 号 | 令和 7 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 8 号 | 令和 7 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 9 号 | 令和 7 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 1 2 | 発議第 1 号 | 平群町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 3 | 発議第 2 号 | 平群町議会委員会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 4 | 発議第 3 号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 5 | 発議第 4 号 | 「再審法 (刑事訴訟法の再審規定) 」の改正を求める意見書 (案) |
| 日程第 1 6 | 発議第 5 号 | 高額療養費制度の負担上限額引上げに反対する意見書 (案) |

日程第 17

委員会の閉会中の継続調査の件

再 開 （午後 2 時 0 0 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和7年平群町議会第2回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。日程表に従い、議事を進めてまいります。

日程第1 諸般の報告を行います。

3月10日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。山田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山田仁樹）

それでは、報告させていただきます。

去る3月10日月曜日、予算審査特別委員会終了後、議会運営委員会を開催いたしました。

案件につきましては、議会運営についての協議を行いました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議 長

続きまして、3月14日開催されました新庁舎建設特別委員会の報告を求めます。植田新庁舎建設特別委員会委員長。

○新庁舎建設特別委員長（植田いずみ）

それでは、報告をさせていただきます。

去る3月14日金曜日、午前10時より、新庁舎建設特別委員会を開催いたしました。

案件につきましては、新庁舎の議場について協議を行いました。

以上のとおり、新庁舎建設特別委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

○議 長

続きまして、3月18日に開催されました公共交通対策特別委員会の報告を求めます。公共交通対策特別委員会委員長。

○公共交通対策特別委員長（馬本隆夫）

それでは、報告をさせていただきます。

去る3月18日火曜日、午前10時より公共交通対策特別委員会を開催いたしました。

案件につきましては、平群町椿井地区大型商業施設開業に伴うコミュニティバス停留所設置案についてであります。それと、令和7年度事業計画案について。そして三つ目は、令和7年度予算案についてでありました。当局より説明を受け、協議を行いました。

以上のとおりでございます。公共交通対策特別委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

続きまして、総務部長より発言を求められていますので、発言を許可いたします。山崎総務部長。

○総務部長

それではすみません、貴重なお時間を頂戴しましてありがとうございます。

本日、奈良県広域水道企業団の事業統合に伴いまして、一部組織の変更を行いますので、御報告させていただきたいと思っております。

御手元に、A4、1枚の上下水道課下水道係が移転しますという資料をお配りさせていただいておりますが、現在の上下水道課の下水道係につきまして、4月1日より、役場1階の都市建設課内の事務所内へ移転します。都市建設課の下水道係として、下水道事業の公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽補助等の業務が移行することとなります。なお、上水道事業のみが現在の水道庁舎に残ることとなります。

説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長

続きまして、教育部長より発言を求められていますので、発言を許可いたします。川西教育部長。

○教育部長

お時間を取っていただきましてありがとうございます。

議会初日の議案第16号 令和6年度平群町一般会計補正予算（第7号）の審議の中で、小中学校体育館空調設置に係る測量設計委託料の積算内訳の資料提出の依頼がありました件で御説明させていただきます。

当該業務は、現在、業者を選定するために条件付一般競争入札を実施しておりますが、このタイミングで予算の積算内訳を公の場所で資料として提出する

ことは、応札予定業者にこの設計金額の考え方を示すこととなります。このことから、設計金額の積算内訳の資料提出は控えさせていただきたいと思っておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

机置きさせていただいた資料でございますけれども、条件付一般競争入札公告の資料でございます。現在、町ホームページで公開されております資料について、簡単ですが説明させていただきますと、1ページから5ページは条件付一般競争入札に参加できる資格や各種書類の提出期限等を記載しています。6ページから9ページは、特記仕様書として、設計の業務内容について記載をしております。各学校の設計業務となる工事予定概要ですが、8ページの7に記載しておりますので、また御覧のほど、お願いしたいと思います。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第2 | 議案第20号 | 令和7年度平群町一般会計予算について |
| 日程第3 | 議案第21号 | 令和7年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 日程第4 | 議案第22号 | 令和7年度平群町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第5 | 議案第23号 | 令和7年度平群町下水道事業会計予算について |
| 日程第6 | 議案第24号 | 令和7年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について |
| 日程第7 | 議案第25号 | 令和7年度平群町学校給食費特別会計予算について |
| 日程第8 | 議案第26号 | 令和7年度平群町介護保険特別会計予算について |
| 日程第9 | 議案第27号 | 令和7年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について |
| 日程第10 | 議案第28号 | 令和7年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第11 | 議案第29号 | 令和7年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について |

以上10件は、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案10件については、予算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員長（山田仁樹）

去る3月4日、平群町議会第2回定例会の本会議において付託を受けました令和7年度平群町一般会計予算及び各特別会計予算並びに下水道事業会計予算の議案10件について、本委員会での審査内容と審査結果を報告いたします。

予算審査については、3月7日に一般会計の審査を行い、3月10日に各特別会計、下水道事業会計の審査を行いました。

議案第20号 令和7年度平群町一般会計予算について

予算額は82億1,000万円で、前年度と比較し、6億8,000万円の増額となっています。本案の審議は、まず歳出全般について行った後、各款ごとに行い、次に、歳入全般を行いました。その主な審査内容について、順次報告いたします。

歳出全般。電算システムの費用が高額であることをただされ、将来の人口減少に対応するため、国の標準化法に伴う整備や自治体DXが進められており、将来の職員減少を見据えて行っているため増加していると答弁がありました。

総務費。防犯カメラ設置補助金の減額の理由、申請時の管理運用基準作成等の自治会へのハードルが高いのではないかとただされ、6年度では、問合せはあるが、補助申請はなく、今後の自治会の動向を考慮して減額にした。また、自治会への採択基準については、実情を調査し、検討したいとの答弁がありました。

町のPR動画やSDGsのイベントはどのようなものとなるのかただされ、公園や買物施設、飲食店など、子育て世代に対して、町内の魅力的な場所をTikTok動画で配信している。また、SDGsイベントは環境をテーマに、実験を含めたパフォーマンスなどを、8年1月25日、総合文化センターで開催する予定であると答弁がありました。

重点施策にもある勤怠管理システムの導入についてただされ、デジタル社会に対応するため、スマートな行政手続、事務負担の軽減を目標とし、電子決裁、ペーパーレス化を図るために導入すると答弁がありました。

ハザードマップの体系についてただされ、令和2年3月作成から5年が経過し、土砂災害警戒区域等の見直し、災害時の備えに役立てられるように全戸配布を予定しているとの答弁がありました。

防災協定の飲食店、商業施設の拡大についてただされ、飲食店等に防災協定を行っていただけるように交渉を行っているとの答弁がありました。

自主防災組織との連携で行う防災訓練についてただされ、自衛隊、警察、消防、各種団体と連携し、住民参加型での防災訓練と自主防災会等と町職員が連携し、発災時の迅速な共助が発揮できるように、机上での防災訓練を予定して

いるとの答弁がありました。

コミュニティバス事業の委託料が増加している要因についてただされ、交通事業者の人手不足や最低賃金の引上げ等による人件費の高騰と、車両の走行距離が40万キロを超えており、修繕が増えていることから増加しているとの答弁がありました。

地域公共交通補助金の積算根拠についてただされ、町内を走る路線バス運行事業者が毎年多額の赤字の状態であり、このままでは路線バス運行に支障を来す旨の申入れがあり、住民のための移動手段として路線バスは必要不可欠と考え、補助金については、バス運行事業者と交渉を重ねた上で計上したとの答弁がありました。

納税方法のペイジー、コンビニ納付の増加についてただされ、ペイジー、コンビニ納付が増えると手数料が多くかかるが、納税者にとっては、納税の時間帯、また土日でも納付できることでのメリットが多いとの答弁がありました。

総合賠償保険料が増額されているが、補償の内容が変わったのかただされ、この保険は、防災活動等をされている方にも安心して取り組んでいただけるための保険であり、死亡補償を200万円から500万円に引き上げたことと、サイバー攻撃対応の個人情報保護のサイバー保険に加入したことから増加したとの答弁がありました。

民生費。ベビーシッター利用支援事業助成金とはどのようなものかとただされ、7年度からの新規事業であり、対象者はゼロ歳から3歳の誕生日の前日までで、奈良県が認める事業者を利用し、1人1回の利用料が5,000円を超える場合に3,000円の助成を行うものである。対象事業は、育児支援や、園や習い事への送迎支援、外出支援、家事支援等であるとの答弁がありました。

7年度の学童保育の運営での職員配置についてただされ、エリアマネージャーが1人と指導員の数は18人で、そのうち、統括責任者は1人、主任指導員は3人であるとの答弁がありました。

こども誰でも通園制度が8年度から開始されるが、試行も含めて、平群町の取組状況についてただされ、7年度の試行的事業は見合せているが、運営方法や空き教室の活用について検討していくとの答弁がありました。

衛生費。带状疱疹予防接種の積算根拠についてただされ、生ワクチン100人、不活化ワクチン150人、合計250人で、対象者1,535人のうち16%を見込んでいるとの答弁がありました。

新型コロナワクチン接種の補助についてただされ、6年度は自己負担額3,500円、国負担8,300円であり、1,200人程度接種している状況で

ある。7年度のワクチン料金は1万5,790円と増額となっており、国の負担が決定していないため、自己負担を7,500円、公費負担を8,290円として計上しているとの答弁がありました。

不妊・不育治療事業に新たに加わった生殖補助医療費助成事業の内容をただされ、体外受精や顕微授精のことであり、その経済的負担を軽減する目的で、妻の年齢が43歳未満で、1年度に1回、5万円の助成を行う事業との答弁がありました。

アピランスケア、がん患者支援事業の現状についてただされ、3月現在、18人に助成をし、内容はほとんどがウィッグであり、乳房補正は1人であったとの答弁がありました。

桜の木のクビアカツヤカミキリの被害が非常に多いが、予算と対策はどうなっているのかただされ、被害箇所は竜田川沿い、平群北公園、平群中央公園の265本を調査したところ、被害なしが118本、薬液を注入した木が83本、伐採予定が64本となっている。予算については、消耗品、事業業務委託料、機械器具購入費で計上をしているとの答弁がありました。

野菊の里斎場の動物墓地の設置の経緯と予定についてただされ、町内には1,000頭以上の飼い犬がおり、犬以外にも多くのペットが飼われていると思われ、ペットの家族化が進み、家族の一員としてペットを亡くされた悲しみは計り知れないものであり、ペットの墓地についての問合せがあるため、斎場敷地内において800体分程度の規模で設置する予定であるとの答弁がありました。

仮置き焼却灰の処分について、予算計上していない理由をただされ、清掃センターの老朽化やごみ焼却の他町との連携、今後の利活用等を含めて在り方を検討している。仮置き焼却灰の処分は、清掃センターの総合的な整備の中で行うとの答弁がありました。

キューロの具体的な普及計画についてただされ、6年度は広報に毎回シリーズ掲載しており、PR発信している。4年度からモニターということで普及しているが、7年1月より見直しをし、実績報告を廃止して配布のみとしており、次のステップとして、自治会の班単位などに広く浸透させていくことを検討し、鋭意取り組んでいくとの答弁がありました。

し尿処理費が増加している要因についてただされ、緑ヶ丘D地区が公共下水道へ接続されたことによる浄化槽清掃の汚泥が増加するためとの答弁がありました。

放置された犬のふんなどに対して、イエローチョーク作戦は行わないのかとただされ、現在、他市町村の事例を参考にし、実施に向けて調整しているとの

答弁がありました。

農林水産業費。有害鳥獣駆除の被害状況についてただされ、ハクビシンの住環境被害は把握できておらず、農作物の被害は数件、捕獲数は1月現在32頭と年々増えてきており、榎原地区に被害が多い状況であるとの答弁がありました。

新規就農補助金の内訳についてただされ、新規営農された方の経済的支援のための経営開始資金には3人分、新規就農者の設備増強の支援としての経営発展支援金には2人分を予定しているとの答弁がありました。

国土調査の予算が大幅に減っていることについてただされ、3区域に分けられ、1区域に2年かけて実施するもので、1年目は現地測量等の外業、2年目は閲覧・登記作業等の内業であり、7年度は2年目の時期に当たり、外業より内業のほうが業務価格は安価となるので減額になっているとの答弁がありました。

特産品開発の酒造メーカーの移行の状況についてただされ、酒造メーカーの経営移行は順調であり、奈良春日山酒造、近畿大学の協議で新しい酵母やパッケージの工夫を進めている状態であるとの答弁がありました。

農業ビジョン計画の具体的内容についてただされ、平群町の基幹産業の農業において、営農者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加、生産競争の激化などを抱えている諸問題の対策やスマート農業の導入、効率・採算性のよい次世代農業の方法の検討など、平群町の農業の目指すべき姿の中長期的な計画を立てることを目的としているとの答弁がありました。

商工費。関西万博PR活動の内容についてただされ、万博会場内のデジタルトラベルゾーンに設置されるシアタールームにおいて、前面、左右面、天井面のスクリーンに平群町の観光スポットが春と秋に四、五日間投影され、平群町の魅力をPRするものであるとの答弁がありました。

土木費。町道平群駅前線の拡幅スケジュールについてただされ、用地買収などの相手のあること、また、国の補助を受けながら進めていく必要があることから、年次計画を決めて進めていけない旨の答弁がありました。

国道沿いの大型店舗出店に伴う渋滞解消のための交通量調査は行うのかとただされ、国道は県が定期的に調査をしており、大井手路線はオープン前後に調査をし、大井手路線への迂回状況をつかみ、対策の検討を行いたいとの答弁がありました。

平群駅周辺整備事業の公園の整備状況についてただされ、総合文化センター北側の1号公園は、6年度に滑り台やベンチ、幼児用スイング遊具を設置する予定であり、役場南側の2号公園には、7年度に東屋のような休憩施設を設置

する予定であるとの答弁がありました。

消防費。消防弱点地域の解消の進捗状況についてただされ、計画どおりには進んでいない状況で、9区域が未整備となっているとの答弁がありました。

教育費。子どもたちの読解力を身につけるためには学校図書充実が大切であるので、学校の蔵書数及び1人当たりの図書購入費についてただされ、蔵書数は小学校3万1,765冊、中学校1万3,267冊、合計で4万5,032冊、図書購入費は、小学校1,250円、中学校1,296円であるとの答弁がありました。

町立図書館の資料予算が他町と比べても低い状況であり、図書充足率も達していない状況の中、今後の図書館の活用についてただされ、徐々に蔵書は増えてきており、金額は昨年と同額であるが、図書館機能が充実するような行事等も行っていきたいとの答弁がありました。

学校給食費会計繰出金は食材の高騰による補填であるが、さらに足りない場合は補正するのかとただされ、予算の範囲内で経営努力するが、さらに不足した場合は保護者負担を増やさないように補正予算も検討したいとの答弁がありました。

近隣では小中学校一貫校があるが、平群町では出生者数が減ってきているので、小学校の在り方について、第三者を交えて検討する時期になっているのではないかとただされ、慎重に協議を行いたいとの答弁がありました。

子どもたちの健康面や子育て支援から、ウォーターパークの再開をしないのかとただされ、ウォーターパークの廃止については、専門家を通じて精査をし、令和6年1月の町政報告会の資料でも説明しており、廃止の結論となっているとの答弁がありました。

歳入。個人住民税が増加の見込みであるが、その要因についてただされ、6年度は定額減税により一時的に減収していたが、7年度は例年の水準の見込みとして算定しているとの答弁がありました。

固定資産税の超過税率が18年経過し、恒久的になっており、今後も財政出動はあるものの、毎年0.01%、約500万円を引き下げていけば財政影響は少なく、住民負担も減るが、変更しないのかとただされ、住民に超過税率を協力いただいていることを重々認識しながら予算執行に努めており、緊急財政健全化計画の期間中で奈良県の重症警報を受け、奈良県と協定書を交わし、支援を受けて実行中であるため、難しいとの答弁がありました。

どんぐり広場では収益事業をされているので、どんぐり広場の使用料を無料から有料に見直さないのかとただされ、そのことは以前から聞いているが、内部で議論を行いたいとの答弁がありました。

町営住宅使用料の予算根拠の戸数が減っている要因についてただされ、死亡等の退去により減っているが、部屋の改修が済み次第、募集を行う予定であるとの答弁がありました。

債権管理条例が制定されて、町営住宅の滞納の取組状況についてただされ、条例制定後、不納欠損処理を2件行っており、あと1件の予定があるとの答弁がありました。

討論。討論では、喫緊の課題である現役世代の定住促進として定住促進交付金、移住支援交付金の継続、昨年4月には、民間こども園の開園により待機児童ゼロが安定的に実現し、来年度の予算ではベビーシッターの利用料に対する支援や動物墓地の整備などの新規事業についても一定評価するが、固定資産税の超過税率や家庭ごみの有料化の住民負担増は継続し、現役世代の定住促進に役立ち、子ども中心の町政を進めていく意味でのウォーターパークの再開はせず、櫛原山林のメガソーラーの開発では住民の安全が優先されず、危険が予測できるにもかかわらず、下流河川水路の安全確保にも消極的で、自らの責任を果たしていない。住民の願いに逆行した予算編成であり、能登半島地震の復興の足を引っ張る大阪・関西万博のPR活動への予算計上には理解できない。「皆さんとともに輝く「へぐり」の未来を創る」、あるいは「誰もが安心して暮らせる「へぐり」のまちに」のスローガンとは裏腹に、住民負担を段階的にも解消しようとする姿勢が見られないことから、予算案には反対する旨の討論がありました。

一方、厳しい財政状況の中でも新規職員の採用、新庁舎の建設に向けた取組、ハザードマップの改定や防災訓練の実施、平群北幼稚園の施設整備のための補助、小中学校の体育館の空調設備設置に向けた設計業務、新たなベビーシッター支援事業や不妊・不育に関わる費用の助成、移住や結婚・新生活の支援交付金やT i k T o kなどを用いたシティープロモーションの実施、がん患者のためのアピアランスケア支援や帯状疱疹に係る予防接種費用の一部負担、また、勤怠管理システムの導入などに取り組むなど、西脇町長の公約の六つの指標に基づき、町政の発展を目指した事業内容となっています。令和2年11月に県より重症警報が発令され、今年度の予算提案になるが、町の将来を見据え、財政の健全を確保しつつ、適切な執行を目指した予算が計上されていることから予算案に賛成する旨の討論がありました。

採決の結果、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号 令和7年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

予算額は629万4,000円で、前年度と同額になっています。

質疑では、6年度の過年度収入と滞納繰越額のそれぞれの見込みと訴訟事案の経過についてただされ、過年度収入見込み約510万円、滞納繰越見込みは約6,140万円であり、競売については売却することができたが、公売は売却に至らなかったとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号 令和7年度平群町国民健康保険特別会計予算について

予算額は22億5,500万円で、前年度と比較して1億1,600万円の減額となっています。

質疑では、国保税が奈良県統一料率になって初年度であり、実質単年度収支が赤字の見込みであるが、赤字の内容と、その赤字は県交付金では賄えないのかについてただされ、平群町独自事業の人間ドックやがん検診分と特定健診の交付金では賄えないものが赤字見込みであるとの答弁がありました。

マイナ保険証の返還の状況についてただされ、マイナ保険証の登録状況は、被保険者数3,628人、マイナ保険証登録人数2,369人で、割合は、12月末現在、65.29%であり、解除人数は7人であるとの答弁がありました。

国保税の滞納者の保険証の交付は、病気の重篤化など、問題が起きないように交付しているのかとただされ、滞納者より連絡があり、交付する際には保険税の納付が必要であることを説明し、資格確認書の交付を行っており、問題なく交付しているとの答弁がありました。

採決の結果、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号 令和7年度平群町下水道事業会計予算について

収益的収支の事業収益は4億3,185万3,000円で、事業費用は3億7,601万円、資本的支出の収入は1億2,572万7,000円、支出は2億4,024万5,000円となっています。

質疑では、6年度の新規加入の状況についてただされ、緑ヶ丘D地区の接続で170件と戸別接続約30件であるとの答弁があり、7年度から接続件数に数値目標を定めて赤字解消に取り組むべきだとの意見がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号 令和7年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について

予算額は3,514万9,000円で、前年度と比較して78万3,000円の増額となっています。

質疑では、6年度の接続件数と接続率、7年度の接続見込みについてたださ

れ、対象件数90件のうち、6年度の接続は1件で、接続率は67.8%となり、7年度の接続見込みは1件と見込んでいるとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号 令和7年度平群町学校給食費特別会計予算について

予算額は6,768万円で、前年度と比較して522万7,000円の増額となっています。

質疑では、成長期にある児童・生徒には、学校給食は文科省の基準カロリーは取れるようにする必要はあるが、いつ頃から下回っている状況であるのかただされ、小学校では4年度から少しずつ下がり、中学校では2年度から少し下がっている状況であり、今後は、子どもたちに必要なカロリーと栄養価については、管理栄養士と調整して提供していきたいとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号 令和7年度平群町介護保険特別会計予算について

予算額は23億4,805万8,000円で、前年度と比較して8,014万6,000円の増額となっています。

質疑では、認知症サポーターの人数は2,105人、キッズサポーターが548人とあるが、今後の認知症サポーター養成講座をどのようにしていくのかただされ、6年度は年間6回の講座を開き、105人の受講者があった状況で、7年度も6回の開催を予定しているとの答弁がありました。

7年度の実質単年度収支は赤字となっているが、6年度からの第9期計画では基金を1億7,000万円取り崩す計画となっているが、6年度、7年度それぞれの基金取崩し額が6,000万円見込みとなっており、このままでは基金取崩し見込額を上回るのではないかとただされ、9期初年度が終わっていない状況での基金取崩し見込額を想定することはできないとの答弁がありました。

団塊の世代が後期高齢者の3分の2を占める超高齢化社会になっていることは認定者の増加と介護度の押し上げになり、介護給付費の増加につながっていると考えるが、その対策についてただされ、地域包括支援センターの取組や住民の介護予防への参加により、住み慣れた土地で安心して暮らせるように引き続き介護予防に取り組み、介護講座等の情報発信を行っていくとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号 令和7年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について

予算額は45万6,000円で、前年度と比較して1万8,000円の減額となっています。

質疑では、平成14年度から奨学資金貸付制度があるが、昨今の物価上昇等の情勢に対応するように見直しが必要ではないかとただされ、奈良県にも同様の制度があるので、その兼ね合いも含めて検討するとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号 令和7年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について

予算額は6億2,734万4,000円で、前年度と比較して7,893万円の増額となっています。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号 令和7年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について

予算額は1,334万4,000円で、前年度と比較して3万円の減額となっています。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました審査の結果であります。よって、予算審査特別委員会委員長報告といたします。

令和7年3月21日

予算審査特別委員会

委員長 山田仁樹

○議長

御苦労さまでした。

14時50分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2時39分)

再 開 (午後 2時50分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

予算審査特別委員会委員長より発言を求められていますので、これを許可いたします。予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員長(山田仁樹)

貴重な時間を頂きまして申し訳ありません。

先ほどの委員長報告の中で少し訂正がございますので、よろしくお願ひします。

まず、7ページの議案第22号 令和7年度平群町国民健康保険特別会計予算の採決の結果というところで、「賛成多数により原案どおり」と申しましたが、正しくは、「全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました」に訂正をよろしくお願ひします。

それから、あと2か所ですが、8ページの議案第26号 令和7年度平群町介護保険特別会計予算についての採決の結果ですが、これは委員長報告には「賛成多数により」となっております。私は、「全員異議なく」と申しましたが、委員長報告の中には「賛成多数」になっておりますので、訂正をお願ひします。

それから、次の議案第27号 令和7年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算についても同様に、次の9ページの頭のところに、「採決の結果、賛成多数により」となっております。私は間違いに気づきましたので、「全員異議なく」と申しましたが、委員長報告のほうの訂正をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、これより順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第20号 令和7年度平群町一般会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。植田議員。

○7番

私のほうからは、新年度一般会計予算案には反対の立場で討論させていただきます。

委員会のときにも申しましたが、予算総額は82億1,000万円で、歳入不足の1億9,385万9,000円を財政調整基金の取崩しで賄う予算編成となっています。庁舎建設基金の積立てと予備費を考慮した予算の上、単年度収支は1億2,000万円程度の赤字ということになりますが、毎年の決算では2億円以上の不用額があることから問題はないと考えます。

新年度予算の内容については、本町にとって喫緊の課題である現役世代の定住促進として、定住促進交付金・移住支援交付金事業の継続と、昨年4月の民間こども園の開園によりまして待機児童ゼロを実現したことは評価をいたします。また、新規ですが、ベビーシッター利用支援や動物墓地の整備などの新規事業についても一定の評価をしております。

ただ、一方で、厳しい町財政を理由に、固定資産税の超過税率や、あるいは減税の効果も出ない家庭ごみ袋の有料化の継続など、住民負担増は継続しながら、現役世代の定住促進に役立ち、存続を求める声が多いウォーターパークの再開については拒否をされています。また、今のままでは下流域に災害のおそれが起こるであろう櫛原山林メガソーラー開発に関わる下流河川水路の安全確保にも消極的であります。また、剪定枝や生ごみ堆肥化への道筋を不透明にするなど、住民の願いに逆行した予算編成となっております。

さらに、命輝くというどころか、能登半島地震の復興の足を引っ張り、開催後のカジノのために莫大な国費を投入する大阪・関西万博のPR活動にも予算計上しているのは理解しがたいところであります。

いずれにしても、一定評価すべき施策はあるものの、「皆さんとともに輝く「へぐり」の未来を創る」、あるいは「誰もが安心して暮らせる「へぐり」のまちに」のスローガンとは裏腹に、住民負担を段階的にでも解消しようという姿勢が本予算には見られないことから、2025年度の一般会計予算案には反対をいたします。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。討論ございませんか。森田議員。

○11番

私は、議案第20号 令和7年度平群町一般会計予算案に賛成の立場で討論いたします。

財政難の予算編成にまず敬意を払うものであります。全く反対する理由が見つからないことが主な理由でございませんが、加えて言うならば、本予算案に反対するのであれば財源を示すべきであり、また、予算の組替え議案を提案すべきものであることから、私は、このようなことは反対のための反対としか思えない。よって、本予算案に賛成いたします。

○議長

ほかにございませんか。山本議員。

○5番

議案第20号 令和7年度平群町一般会計予算について、賛成の立場で討論

いたします。

新年度の予算編成を前年度当初予算と比較しましたところ、歳入では町税が8,642万3,000円の増、地方消費税交付金が500万円の増、地方交付税が1億円の増、国庫支出金が4億6,921万7,000円の増、県支出金が1,761万7,000円の増で、町債は8,520万円の減が主なものです。町税額が定額減税の終了に伴い増加したものの、人口が減少している自治体に多く入る性質の地方交付税も増額し続けていますので、ここは注視する必要があります。

一方、歳出では、人件費や扶助費、公債費の義務的経費は前年比2億3,889万3,000円の増、普通建設事業等の投資的経費は1億2,019万7,000円の減、物件費や維持補修費、予備費等のその他の経費は5億6,130万4,000円の増額になっています。これらのことから、予算規模は令和6年度当初予算より6億8,000万円増の82億1,000万円になっています。

次に、事業内容につきましては、約2億円もの財政調整基金を取り崩しながらも、「誰もが安心して暮らせる「へぐり」のまちに」、「子どもの笑顔あふれる「へぐり」のまちに」、「にぎわいのある「へぐり」のまちに」、「高齢者や障がいがある方もいきいきと暮らせる「へぐり」のまちに」、「デジタル社会に対応する「へぐり」のまちに」、「安定した財政基盤の整った「へぐり」のまちに」の六つの大きな指標をしっかりと立てて、町政の発展を目指した事業内容となっています。

令和2年11月に県より重症警報が発令され、住民の皆様が不安に思われている中での5度目の予算提案となりますが、町の将来を見据え、財政の健全を確保しつつ、適切な執行を目指した予算編成であることから、賛成といたします。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第20号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数です。よって、議案第20号 令和7年度平群町一般会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第21号 令和7年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第21号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第21号 令和7年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第22号 令和7年度平群町国民健康保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第22号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第22号 令和7年度平群町国民健康保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第23号 令和7年度平群町下水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第23号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第23号 令和7年度平群町下水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第24号 令和7年度平群町農業集落排水事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第24号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第24号 令和7年度平群町農業集落排水事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第25号 令和7年度平群町学校給食費特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第25号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第25号 令和7年度平群町学校給食費特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第26号 令和7年度平群町介護保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第26号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第26号 令和7年度平群町介護保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第27号 令和7年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予

算についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第27号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第27号 令和7年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。
続きまして、議案第28号 令和7年度平群町後期高齢者医療特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第28号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第28号 令和7年度平群町後期高齢者医療特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第29号 令和7年度平群町用地先行取得事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第29号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第29号 令和7年度平群町用地先行取得事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

説明員の入替えがありますので、3時15分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 3時05分)

再 開 (午後 3時15分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第 1 2 発議第 1 号 平群町議会の個人情報の保護に関する条例の一部
を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第 1 号

平群町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条第 2
項の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

提出者 山 田 仁 樹

賛成者 山 本 隆 史

平群町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

平群町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年 3 月平群町条例第 1 4
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条
第 1 0 項中「以下」を「第 1 2 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を
「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項中「及び第 2 9 条」を削り、同項の表中「第 2 条第 9 項」を
「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、
同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利
厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章におい
て」及び「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 2 7 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 3 1 条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 2 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 3 8 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この

章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

以上でございます。

○議 長

提出者の提案理由の説明を求めます。山田議員。

○ 1 0 番

ただいま局長から朗読いただきました平群町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を述べさせていただきます。

議案書の末尾にも掲載しておりますが、この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に対応するとともに、所要の規定の整備を行うものであります。

御審議いただきまして可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第１号について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第1号 平群町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第13 発議第2号 平群町議会委員会条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第2号

平群町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年3月21日

提出者 山 田 仁 樹

賛成者 山 本 隆 史

平群町議会委員会条例の一部を改正する条例

平群町議会委員会条例（平成3年12月平群町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道」の次に「、下水道」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議 長

提出者の提案理由の説明を求めます。山田議員。

○10番

ただいま局長が朗読いただいた平群町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の末尾にも掲載していますが、下水道事業については、これまで、その他建設一般に関する事項の中に含めていましたが、昨今の情勢を踏まえ、総務建設委員会の所管に下水道を明記するものでございます。

御審議いただきまして可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより発議第2号について採決を行います。
本案は、原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第2号 平群町議会委員会条例の一部を
改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第14 発議第3号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手
当に関する条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第3号

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2
項の規定により提出する。

令和7年3月21日

提出者 長 良 俊 一

賛成者 関 順 子

〃 岩 崎 真 滋
〃 森 田 勝
〃 馬 本 隆 夫

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月平群町条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

14 令和7年4月1日から令和9年4月30日までの間、議会議長、副議長及び議員の議員報酬は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、100分の5を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由の説明を求めます。長良議員。

○4番

それでは、提案理由を読み上げたいと思います。

本発議は、厳しい財政状況ではある中で、令和7年度の給食費の保護者負担の軽減、令和8年度から中学校のクラブ活動が学校単位から地域単位へ移行するための保護者負担軽減等を図り、子どもたちへの健やかな発育、発展の重要な要素となる食を全面的に支援するために、令和7年4月1日から令和9年4月30日までの間、議会議長、副議長及び議員の議員報酬月額を本則の第2条の規定に関わらず、同条に規定する額から100分の5を乗じて得た額をそれぞれ減じたいと発議させていただきます。

また、付け加えますと、令和7年度の平群町の一般会計予算、通過いたしました。新しい年度に変わります。我々議員は日勤じゃありません。平群町の三役である町長、副町長、教育長も、この重症警報の中で、毎日役場へ来られてる方、減額されております。我々議員は、この3月31日で一旦、報酬額5%減額が終わります。引き続き、この重症警報の中で予算をずっと可決してきた我々仲間も、このまま引き続き、この重症警報の中で一緒に平群財政をよくしていく一助となる、そういった思いから、この発議でございます。

どうか皆さん、御賛同していただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。須藤議員。

○2番

本案に対しまして、反対の立場で討論を行います。

皆様御承知のとおりですね、今年度、大学卒の新任の給与が30万円になるうかという時代でございます。当然ながら、年収で言うと400万円以上に当然なるという状況でございます。さらに今年度、ベースアップも5%前後で推移しているということから考えまして、議員報酬、いろんな側面があるんですが、やはり特に若い世代の方にとっては、生活費そのものということ、やっぱりその側面が強いと思います。これがないと生活がやっていけないというのはやはり非常に厳しい問題でして、例えば、今現在受け取っておられる給与をふいにして議員になってというのは、相当抵抗が実はありまして、前回もこういう議論させていただいたんですが、今の職を投げうって議員になってくれというのはなかなか難しいことございまして、例えば委員会がございまして、本会議がございまして、特別委員会もございまして。年間やはりそれなりの拘束時間がありまして、例えば数時間だけ抜けて午後から出社というのはなかなか難しいものでございます。特に、民間の会社、経営してる者としましてはですね、社員がそういう形で議員活動ということになりますと、本当にハードルが高いと。御本人もそうなんです、経営者にとっても非常にハードルが高いということですね、今回の御提案の趣旨は、これはちょっと議論を行いませんが、報酬という意味で考えまして、非常に現実離れしてる。

逆に、4年間ですね、例えば今回の御提案でも、報酬は変わらないんですね。当然ながら、今年度、例えば3%、4%のベースアップが毎年あるわけです。そこまで考えますとね、4年先に今のままの報酬でやっていくということで、議員にぜひ出てほしいという話をしましてもね、やはり不安が大きい。特に4年後に当選する保証は何もないということになるわけですから、そういう趣旨からもですね、例えば生駒市だとかというところの報酬と比べても非常に低いわけで、なおかつ議員として平群のために頑張ってもらいたいと言いましてもですね、さらにその報酬がカットされるとなるとですね、本当に説得が難しくなります。そういう若い世代の方が議会に入ってくないと私は活性化が望めな

いというふうに考えてます。

そういうことから、この案に関しましては反対をいたします。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。岩崎議員。

○ 3 番

発議第3号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

平群町緊急財政健全化計画におきまして、総人件費の抑制、公債費の負担軽減、業務の見直し、税収入・税外収入の確保、町有財産の計画的な処分と残施設の有効活用など、令和3年から令和5年までの実績と令和6年と令和7年の見込額を合わせますと、効果額では17億2,200万円、4年前の令和3年から令和5年、早期集中プランと令和6年から令和7年の中期対応プランの計画効果見込額を大幅に上回る状況でございます。奈良県から財政の重症警報が発令されている中で、財政の健全化を示す経常収支比率の値は着実に改善しつつあります。住民の皆様のご協力と平群町行政が一丸となって取り組み、御努力された結果であると認識しております。しかしながら、老朽化する公共施設の整備事業などが控え、財政状況はさらに厳しくなると予想されます。

そのような中で、長良議員の提案理由にありました、限られた財源を学校給食やクラブ活動などの教育の分野に有効活用することの意義は大変大きいものと考えます。どうか、議員の皆様、御賛同をお願いいたします。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。井戸議員。

○ 9 番

前回の議員報酬の削減は、一般職員給与削減に合わせたものです。今回、一般職員の削減がなくなることから、条例の改正は必要ないと考えます。で、反対させていただきます。

○議 長

森田議員。

○ 1 1 番

発議第3号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。

先ほど提案理由にもありましたように、本町は県から重症警報が出ている非常に厳しい状況にあることから、議員も一定の協力をすべきと考えます。議員

報酬は満額支給することは住民の理解と協力が得られないことから、本条例改正に賛成いたします。

○議 長

ほかにございませんか。植田議員。

○7 番

この改正案については反対をいたします。

町村議会議員の報酬というのは全国的にやっぱりいろいろ問題視されて、全国議長会でもですね、低過ぎるがゆえに、言うたら後継者を生むことができないというのが大きなやっぱり問題としてこれまでも取上げられてきました。そういう意味では、やはり一定の額というのですかね、報酬といいますか、生活給に近い部分もありますので、若い人たちがやっぱり議会に出てきてもらって、そして自分たちの町の未来をどうしていくのかということを実際に議論してもらおうと。そのためにも、若い人たちが出てきて生活ができる、私は、それに見合う額は必要だと。今、現状の引下げをするのではなくてですね、元に戻してやるべきだというふうに思いますし、もう1点、ここでいろいろ給食費とか、それからクラブ活動に対しての学校単位から地域単位になるので保護者負担軽減というふうなこと、これは本来、行政側がどういう学校、言うたら、教育に対して姿勢を持つのかということと私は考えるべき問題であって、それを議員の歳費をそこに充てるというのは、私はいかがなものかなというふうなことから、この条例改正については反対をいたします。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第3号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手少数です。よって、発議第3号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については否決されました。

続きまして

日程第15 発議第4号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第4号

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和7年3月21日

提出者 植田 いずみ

賛成者 須藤 啓二

〃 稲月 敏子

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書（案）

再審は、無実の人が救済される最後の砦です。冤罪は個人の自由や尊厳、生命などの基本的人権を奪うものです。もし、冤罪の恐れがあるならば、高い人道的観点から、また基本的人権の尊重という趣旨から出来る限り救済の道を開くことが必要です。

昨年10月に58年間、死刑囚として苦しめられてきた袴田巖さんのやり直し裁判で、無罪判決が確定しました。また、11月には福井女子中学生殺人事件で前川彰司さんの再審開始が決定しました。これまでも2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件、2016年の東住吉事件まで、無期という重罰事件の再審無罪が続きました。2019年の松橋事件と2020年の湖東記念病院人工呼吸器事件でも再審無罪を勝ち取りました。

しかし、これらの事件で再審が認められ無罪となるには、つねに検察の壁が立ちはだかっています。一つ目の壁は、検察が捜査で集めた証拠を開示しないことです。証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の側にあります。国民の財産である全ての証拠は、隠すことなく弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべきですが、しばしば無罪の証拠が隠されたまま有罪が確定する事例が後を絶ちませんでした。その上、再審請求では無実を主張する請求人と弁護側に新たな明白な無罪証拠を提出することが求められるのです。事件から63年を迎えた名張毒ぶどう酒事件では、4年前、新たに証拠が開示されました。それは事件が起きた懇親会の参加者の事件直後の供述調書です。これは

再審開始決定が出た19年前にも請求しましたが、存在しないとしていた証拠です。もし19年前、この証拠を出していれば、奥西さんが存命中に無罪が確定していたかもしれません。

通常審では公判前整理手続を通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には何一つルールが無く、証拠が開示されるか否かは、裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられるなど、法の下での平等原則さえも守られていません。

二つ目の壁は、再審開始決定に対する検察側の不服申立て、上訴が許されていることです。袴田事件では、2014年に静岡地裁が再審開始決定を出してから、検察の不服申立てによって9年の無駄な時間が流れました。名張毒ぶどう酒事件の奥西さんにいたっては、2005年に再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申立てにより、冤罪を晴らせないまま89歳で無念の獄死をされました。

冤罪の悲劇を繰り返さないためにも、法的な制限を加える必要があるのは明白です。

よって、下記の再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を行うことを強く求めます。

記

- 一 再審における警察・検察手持ちの証拠の全面開示。
 - 二 再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止。
 - 三 再審手続きの整備。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。
以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。植田議員。

○7 番

それでは、この意見書の趣旨説明をさせていただきます。

冤罪はあってはならないということは、当然共通の認識にできるころだと思えます。一度有罪の判決が下されても、冤罪のおそれがあるならば、裁判をもう一度やり直して冤罪を晴らし、無実を勝ち取ることができるのが再審制度です。

しかし、この意見書の中にも書きましたが、その再審制度には大きな問題点があります。その一つが、捜査段階で集めた証拠を開示しないということです。本来、国民の財産である全ての証拠は隠すことなく弁護団の開示請求にも応じて、真実の解明に役立てるべきだと考えます。また、裁判所が再審開始決定を

出したにもかかわらず、検察側の不服申立て、上訴が許されているということです。

このようなことから、この意見書案の記以下3点、再審法の改正を行い、冤罪で苦しむ人を生まないためにも、ぜひ皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

なお、既に奈良県では県議会をはじめ、県下17の市町村議会で同様の意見書が採択をされております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第4号について採決を行います。

本案については、原案のとおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第4号「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書（案）は原案のとおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに決定しました。

続きまして

日程第16 発議第5号 高額療養費制度の負担上限額引上げに反対する意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第5号

高額療養費制度の負担上限額引上げに反対する意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和7年3月21日

提出者 稲月敏子

賛成者 須藤啓二

〃 植田いづみ

高額療養費制度の負担上限額引上げに反対する意見書（案）

高額な医療費の自己負担を減らすため、窓口負担に上限を設けられている高額療養費制度について、政府は今年8月から段階的な大幅引上げを予定しています。

ガンなどで長期にわたり治療を受け、高額な医療費を負う患者・家族にとって、高額療養費制度は「まさに命綱」です。

しかし、政府は「現役世代の社会保険料の負担軽減のため」を口実に、住民税非課税世帯など低所得者も含めるすべての所得層で高額療養費の負担上限額引上げが必要だとしています。

いま賃金も年金も実質下がっている状況のもと、さらに病気で弱っている人たちへの負担増は、暮らしの不安に命の危険まで背負わせることになります。

例えば年収370万～770万円の高額療養費の上限は、現在8万100円程度ですが、3年後には所得区分も細分化され、年収510万～650万円の人は1.4倍の11万3,400円に、650万～770万円の人は1.7倍の13万8,600円にもなります。

口実とする「現役世代の負担軽減」効果は、全国保険医団体連合会の試算によると軽減額は実質月46円～208円で、むしろ医療費の将来負担がより増加する傾向になります。いま、2人に1人ががん、3人に1人が心筋梗塞、4人に1人が脳卒中、難病患者数も増加するなか、現役世代にこそ必要なセーフティネットの削減と言えます。

全国がん患者団体連合会は現役世代の中には、仕事や日常生活を続けながらぎりぎりの範囲で医療費を毎月支払い続けている患者とその家族もおられ、負担上限引上げは生活が成り立たなくなる、あるいは治療の継続を断念しなければならないとの危惧を要望書の中で訴えられています。これは、まさに憲

法 25 条の「生存権」の保障と増進に関わる問題です。

以上のことから、誰もが安心して医療にアクセスできる公的医療保険制度を保障するため、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げを行わないよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。稲月議員。

○6番

それでは、ただいま議会事務局長から読み上げていただきました本意見書についての提出に当たり、趣旨の説明をさせていただきます。

高額な医療費の自己負担を減らすために窓口負担に上限を設けられているこの高額療養費制度について、政府は、今年 8 月から段階的な大幅引上げをするということを今通常国会に提出をいたしました。その中で、多くの国民が限度額引上げについては中止をしてほしい、切実な要望がたくさん上げられました。

その中でも、特に高額な医療費がかかるがんの患者さん、また難病の患者さんたちとその家族の声は大変切実でございます。患者さんたちの生活を脅かし、医療の継続を困難にしてしまうもの、これらの声は、直接首相なども声を聞かれたようで、これらの声は政府や首相の心を動かし、石破首相は、2025 年 8 月からの引上げは見送るという表明をこの国会でしております。当面、引き上げることが遠のくことにはなっておりますけれども、中止をされたわけではございません。放射線治療、また新しく開発された抗がん剤、大変高額な負担が患者と家族にのしかかります。

この制度は、提案の中にもありますように、命綱でございます。ここが引き上がり、自己負担が増えることは、この命綱を切られてしまうことになるのです。この困難、恐怖が再び訪れることはあってはならないと思います。当面ではなく、高額療養費制度の負担上限引上げはしないという、こういう決定を政府の決断をもってしていただけるよう、この本意見書をぜひとも御賛同いただき、可決をさせていただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより発議第5号について採決を行います。
本案については、原案のとおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第5号 高額療養費制度の負担上限額引上げに反対する意見書(案)は原案のとおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに決定しました。

続きまして

日程第17 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いします。西脇町長。

○町 長

3月定例議会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様には、3月4日から本日まで18日間の長期間にわたりまして、慎重かつ熱心に御審議を賜り、令和7年度当初予算をはじめ、補正予算、条例の制定、改正など、提案いたしました案件全てに可決いただきましたことに対しまして御礼を申し上げます。

今期定例会における一般質問並びに、議案質疑で頂きました御意見につきましては、今後の町政運営に活かしてまいりたいと思います。新年度から着実に執行させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、新年度にかけて、公私共に何かとお忙しい時期かと存じますが、健康には十分留意いただき、引き続き、本町の発展のため、御活躍いただきますよう御祈念申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

これをもって令和7年平群町議会第2回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 3時53分)